

個人情報と地域社会

情報連携による協働の仕組みづくりとその課題

「個人情報だから教えられない」「名簿や連絡網の作成・配布は慎重にすべきだ」――。個人情報保護法の施行から一八年、過剰とも言える自主規制は市民社会にすっかり定着した。だが、孤立化や虐待を未然に防ぎ、災害時要援護者を地域で支えるためには、個人情報と地域を共有し、適切に活用していくことが不可欠となる。共助の仕組みを機能させるために、私たちは個人情報とどう付き合うべきなのだろうか。



田園調布学園大学学長補佐・人間福祉学部長・教授
村井 祐一

つながりが希薄化したわが国の現状

高齢化や世帯規模の縮小によって自助の機能が低下する中、共助の仕組みづくりは必須の課題となっている。

一人暮らし高齢者は年々増加し、孤立・孤独死の発生リスクも高まり続けている。警察庁の調査では、二〇二二年の徘徊行方不明高齢者は一万八七〇九人超えであり、ここ数年、死亡での発見は五〇〇人前後で推移している。行方不明者は当日発見で生存率八二・五％、翌日で六四％、三〜四日で二二％、五日以降で二％というデータも存在しており、早期の通報と早期の発見が生死を分けることになる。

障がいのある方々が親亡き後に地域で生活する際の困難や8050問題は非常に見えづらく、生活状態が深刻化してから発見されるケースが多い。それゆえ状態回復が困難であったり、回

復までに多くの時間と労力を要することになる。災害については大地震のリスクだけでなく、異常気象などによる災害も増えており、的確な情報伝達や安否確認などの仕組みづくりがますます重要となっている。

前述した孤立・孤独死、徘徊行方不明高齢者の早期発見、虐待通報の的確化、8050問題やヤングケアラーへの対応、地域における防災・防犯対策などは、すべて個人情報を適切に取り扱わなければ、適切な判断および支援行動を行うことは困難である。また、充実かつ継続した支援を行うには、多機関・多組織間での適切な個人情報の共有および活用による連携体制構築が必要となる。

個人情報保護法に対する過剰反応

二〇〇五年に全面施行された個人情報の保護に関する法律に合わせて対して、病院ごとに判断が異なった事例がある。具体的には、県立病院は負傷者の安否の問い合わせに対して、兵庫県の個人情報保護条例第七条（利用及び提供の制限）に基づいて「個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき」等に該当すると判断して、患者の家族には氏名、住所を確認の上、搬送等の有無を伝え、報道機関に対しては氏名、性別、年齢、住所（市町名）の情報を提供した。一方、他の病院では、家族の安否を心配する人びとからの問い合わせに対し、保護法を理由にして、負傷者の安否や意識不明者の特徴に関する情報提供に応じないところがあった。

ほかにも、保育園の卒園アルバム作成が廃止になったり、学校の連絡網が作成されずPTAが苦慮したり、自治会・町内会の名簿の作成および配布が中止になるなど、全国的に個人情報を利用することは悪いことだから、できる限り集めたり使わないうようにしようという過剰反応とも言える動きが広まった。さらには、写真撮影を行う際は後ろ姿で撮影すべきだとの都市伝説が蔓延したり、病院に入院している知人をお見舞いしようという問い合わせたところ「一切答えられない」と門前払いを受けたり、自治体から民生委員に提供される住民情報が著しく減少または中止されるなど、適切な理由で連絡を取りたい相手の連絡先を問い合わせようとしても、「それは個人情報だから教えられない」と拒否されるケースが相次いだ。

（以下：保護法）は、個人情報の有用性を社会に知らしめ、個人情報を不正に利用しようとする者または不正利用した者、そして個人情報と適切に管理・運用してこなかった者たちに対して一定の成果をあげたと言えよう。

保護法施行前は、個人情報を悪用した事件やトラブル発生後にしか対応できなかったが、施行後は個人情報の不正収集や不適切な管理・運用体制に対して規制や処罰を行うことが可能となったため、企業、政府、自治体はもとより地域社会にも大きな影響を与え、保護法施行前に比べ、個人情報が格段に慎重に取り扱われるようになった。

一方、さまざまな場面において個人情報に対する過剰反応や誤解も生じており、保護法の目的と異なる理解・運用が行われた結果、当事者や地域住民の権利利益が損なわれる場面も多々見受けられるようになった。

保護法成立当初の過剰反応として、二〇〇五年四月二五日に発生したJR福知山線列車脱線事故による負傷者に関する問い

むらい・ゆいち

一九九八年より社会福祉領域における情報活用と地域福祉の推進を中心として実践・研究を続ける。近年は個人情報の活用や福祉記録の活用、福祉広報の研究者として、福祉施設や地域福祉現場での実践と研修を数多く担う。日本福祉介護情報学会（JISSI）副代表理事。川崎市麻生区、横浜市緑区、泉区等で地域福祉（保健）計画の策定・推進委員（長）・アドバイザーを務めるほか、数多くの自治体で審議会会長や計画策定委員長を務める。『共生社会入門』（福村出版）がまもなく発行予定。